

令和8年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和8年1月28日（水）

令和8年第1回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和8年1月28日（水）午後2時00分

茅ヶ崎市役所 本庁舎6階 理事者控室

○ 議事日程

- 第1 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第2 議案第2号 非農地証明願について
- 第3 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について
- 第4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
- 第5 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第6 議案第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第7 議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第8 議案第8号 賃借料情報の提供について
- 第9 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分
の報告について
- 第10 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第11 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第12 報告第4号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告につい
て

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 2	生川	仁	君
区域 4	内田	信行	君	区域 5	平牧	直樹	君

事務局職員出席者

事務局長	岡崎	貴裕	君
局長補佐	松澤	一樹	君

午後 2 時02分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 8 年第 1 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

当総会は、14名の全委員が出席されておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 27条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。6 番今井英夫委員、11番杉本剛昭委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

5 番小西委員より、報告をお願いいたします。

○5 番（小西利章君） 議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 8 年 1 月 15 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、1 筆、畑、1,656㎡でございます。

譲受人、譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。

申請目的は、車両置場です。

農地区分は第 2 種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

土地利用につきましては、敷地内は通路を含め転圧・砕石敷とし、雨水処理につきましては、敷地内に浸透枘を設置します。また、公道への出入り口を設け、安全対策のため、チェーンで施錠し第三者の侵入を防ぎます。

隣接地への被害防除につきましては、隣接地との境界に単管パイプとガード鋼板横張を設置するほか、境界から 150 c m の範囲を防除用の空地とすることで、隣接農地に影響がない計画となります。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 本案件につきましては、申請目的が、車両置場となっており、70台を配置する計画となっております。譲受人は、近隣市と本市を活動範囲としており、十分なスペースが確保することが出来ることから、申請地を選定したとのこと。隣接地の境界から防除用空地を設けるなど被害防除策も施されていることから、立地基準、一般基準ともに満たしているものと考えます。以上でございます。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり、許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第2号、非農地証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

10番野中委員より、報告をお願いいたします。

○10番（野中清君） 議案第2号、非農地証明願について、1番案件をご報告いたします。今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和8年1月15日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の申請地は、1筆、登記地目畑、168㎡でございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

当該地は、10年以上前から店舗敷地となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「建築物又は工作物の敷地」に該当し、この事実を平成28年度から令和7年度までの10年間分の固定資産税納税通知書により、客観的に証明できることから非農地要件を満たしております。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○12番（朝倉直芳君） 現況が店舗敷地になっていますが、固定資産税の課税は、10年以上前から雑種地で課税されていたということなのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 課税地目については、雑種地になっております。

○12番（朝倉直芳君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第2号、非農地証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番案件及び2番案件については、区域5平牧委員より、3番案件から5番案件までについては、区域4内田委員より、6番案件から8番案件までについては、区域1市川委員より、9番案件から14番案件までについては、区域2生川委員より、報告をお願いいたしますが、7番案件が、出席委員の審議案件となりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事に参与することができませんので、6番案件の採決が終了後、一時退席をお願いいたします。

始めに、1番案件から6番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

区域5平牧委員より、報告をお願いいたします。

○区域5（平牧直樹君） 議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、1番及び2番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

各案件に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、いずれも議案書に記載のとおりでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の農地は、1筆、現況畑、740㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～2番案件について内容を説明～

続いて、2番案件の農地は、1筆、現況畑、231㎡でございます。

権利の存続期間、権利の種類は、1番案件と同様です。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に、区域4内田委員より、報告をお願いいたします。

○区域4（内田信行君） 続いて、3番から5番案件をご報告いたします。

各案件に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、いずれも議案書に記載のとおりでございます。

～3番案件について内容を説明～

3番案件の農地は、7筆、いずれも現況畑、合計859㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～4番案件について内容を説明～

続いて、4番案件の農地は、1筆、現況畑、935㎡でございます。

権利の存続期間、権利の種類は、3番案件と同様です。

～5番案件について内容を説明～

続いて、5番案件の農地は、1筆、現況畑、1,049㎡でございます。

権利の存続期間、権利の種類は、3番案件と同様です。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に、区域1市川委員より、報告をお願いいたします。

○区域1（市川芳男君） 引き続き、6番案件をご報告いたします。

本案件に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、いずれも議案書に記載のとおりでございます。

～6番案件について内容を説明～

6番案件の農地は、1筆、現況畑、1,268㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとなり、5年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、のうち1番案件から6番案件までを報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時13分休憩

（本人案件のため当該委員退室）

午後2時14分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、のうち、7番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

区域1市川委員より、報告をお願いいたします。

○区域1（市川芳男君） 7番案件をご報告いたします。

本案件に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、いずれも議案書に記載のとおりでございます。

～7番案件について内容を説明～

7番案件の農地は、1筆、現況田、1,831㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、のうち、7番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時15分休憩

（当該委員入室）

午後2時16分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、のうち、8番案件から14番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後、一括して行います。

区域1市川委員より、報告をお願いいたします。

○区域1（市川芳男君） 8番案件をご報告いたします。

本案件に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、いずれも議案書に記載のとおりでございます。

～ 8 番案件について内容を説明～

8 番案件の農地は、4 筆、現況畑、合計802㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日までとなり、3 年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、区域 2 生川委員より、報告をお願いいたします。

○区域 2（生川仁君） 続いて、9 番から14番案件をご報告いたします。

各案件に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、いずれも議案書に記載のとおりでございます。

～ 9 番案件について内容を説明～

9 番案件の農地は、3 筆、いずれも現況畑、合計1,959㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日までとなり、1 年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～10 番案件について内容を説明～

続いて、10番案件の農地は、4 筆、いずれも現況畑、合計2,603㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日までとなり、3 年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～11 番案件について内容を説明～

続いて、11番案件の農地は、3 筆、いずれも現況畑、合計994㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月28日までとなり、11か月の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～12 番案件について内容を説明～

続いて、12番案件の農地は、1 筆、現況畑、945㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日までとなり、3 年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～13 番案件について内容を説明～

続いて、13番案件の農地は、2筆、いずれも現況田、合計373㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～14 番案件について内容を説明～

続いて、14番案件の農地は、5筆、いずれも現況畑、合計1,006㎡でございます。

権利の存続期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとなり、3年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見聴取について、8番案件から14番案件までを報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第4、議案第4号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、1番案件から3番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。

区域4内田委員より、報告をお願いいたします。

○区域4（内田信行君） 議案第4号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、1番から3番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地の貸し借り等をするため、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農

地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議に要請することについて、ご審議いただくものです。

本案件に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、いずれも議案書に記載のとおりでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の農地は、1 筆、現況畑、1,652㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日までとなり、2 年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～ 2 番案件について内容を説明～

続いて、2 番案件の農地は、3 筆、いずれも現況畑、合計1,021㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日までとなり、新たに 5 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～ 3 番案件について内容を説明～

続いて、3 番案件の農地は、1 筆、現況畑、528㎡でございます。

権利の存続期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日までとなり、3 年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、1 番案件から 3 番案件を報告のとおり、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第5、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

5番小西委員より、報告をお願いいたします。

○5番（小西利章君） 議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1番案件をご報告いたします。

本案件に係る被相続人、相続人の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

本案は、被相続人がお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

令和8年1月14日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

相続人は、4筆、いずれも現況畑、合計2,818㎡について相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、3筆、いずれも現況畑、合計1,129㎡につきましては、一体として耕作されており、タマネギが作付けされているほか、準備中でした。

1筆、畑、1,689㎡につきましては、ネギ、ほうれん草、小松菜が作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、軽トラック、トラクター、種まきゴンベ、その他一式でございます。

労働力は、本人84歳、従事日数200日、専業、子60歳、従事日数200日、兼業、子の配偶者61歳、従事日数150日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第5号、相続税の納税

猶予に関する適格者証明願について、1番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 日程第6、議案第6号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から7番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後に一括して行います。

5番小西委員より、報告をお願いいたします。

○5番(小西利章君) 議案第6号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について1番から7番案件を一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年1月14日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、500㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人63歳、従事日数200日、兼業、母88歳、従事日数200、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、2番及び3番案件をご報告いたします。

～2番案件について内容を説明～

2番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年1月14日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

6筆、いずれも現況畑、合計3,463㎡につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付となっており、借主によって、大根、ニンジン、白菜、ブロッコリー等が作付けされているほか、準備中でした。

1筆、畑、522㎡につきましては、タマネギ、ダイコン、ニンジン、ブロッコリーが作付けされていました。

農機具の保有状況は、噴霧器、その他一式でございます。

労働力は、本人86歳、従事日数150日、兼業、子の配偶者61歳、従事日数100日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、3番案件をご報告いたします。

～3番案件について内容を説明～

3番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年1月14日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

5筆、いずれも現況畑、合計1,866.83㎡につきましては、一体として耕作されており、タマネギ、ネギ、ブロッコリー、ダイコン等が作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、その他一式でございます。

労働力は、本人88歳、従事日数150日、専業、子57歳、従事日数250日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

～4番案件について内容を説明～

続いて、4番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年1月13日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

3筆、いずれも現況畑、合計878.63㎡につきましては、一体として耕作されており、さら豆が作付けされているほか、準備中でした。

3筆、いずれも畑、合計835㎡につきましては、準備中でした。

4筆、いずれも畑、合計2,114㎡につきましては、ネギ、ブロッコリーが作付けされました。

1筆、畑、330㎡につきましては、大根が作付けされていました。

1筆、畑、479㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、管理機、トラクター、軽トラック、その他一式でございます。

労働力は、本人64歳、従事日数360日、専業、配偶者66歳、従事日数100日、兼業ござ

います。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

～5番案件について内容を説明～

続いて、5番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年1月13日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

11筆、いずれも現況畑、合計5,518㎡につきましては、準備中でした。

1筆、畑、816㎡につきましては、にんじんが作付けされているほか、準備中でした。

5筆、いずれも畑、合計2,903㎡につきましては、一体として耕作されており、カブが作付けされていました。

1筆、畑、905㎡につきましては、大根、ホウレンソウ、里芋が作付けされていました。

1筆、畑、829.95㎡につきましては、レモンが肥培管理されているほか、育苗中でした。農機具の保有状況につきましては、トラクター、フォークリフト、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人39歳、従事日数300日、専業、配偶者35歳、従事日数100日、専業、父74歳、従事日数300日、専業、母73歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

～6番案件について内容を説明～

続いて、6番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年1月13日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆、現況畑、72㎡につきましては、大根、ホウレンソウ、玉ねぎが作付けされていました。

1筆、畑、121㎡につきましては、ネギが作付けされているほか、準備中でした。

1筆、畑、1,028㎡につきましては、カブが作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、フォークリフト、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人74歳、従事日数300日、専業、配偶者73歳、従事日数300日、専業、子39歳、従事日数300日、専業、子の配偶者35歳、従事日数100日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

～7番案件について内容を説明～

続いて、7番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和8年1月15日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

6筆、いずれも畑、合計2,961.34㎡につきましては、準備中でした。

1筆、現況畑、977㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、管理機、噴霧器、その他一式でございます。

労働力は、本人65歳、従事日数280日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 2番案件になりますが、生産緑地であっても、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく、貸し借りをを行うことで、相続税の納税猶予を引き続き、受けることができる制度を利用されております。以上となります。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○12番（朝倉直芳君） 2番案件の申請者は、耕作をしていなくて、賃借しているということは、他の人が耕作していることにはなりますが、耕作している方の名前を明かさなくても良いのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） はい、そうですね。2番案件の農地については、申請者に相続税の納税猶予の適用がされています。基本的に、調整区域であれば、中間管理事業の制度を使って、本人が耕作しなくても誰かに貸すことで、引き続き、納税猶予の適用を受けることができますが、市街化区域の生産緑地については、納税猶予の適用を受けることが出来なかったのが課題となっていました。都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行されまして、生産緑地であっても、人に貸すことでも相続税の納税猶予の適用を引き続き受けることが出来ることになりました。

○12番（朝倉直芳君） 証明願を出すに当たって、証明願の書類に借りて作っている人の住所とか氏名は関係ないのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 今回は、申請者の方が出すということです。

○12番（朝倉直芳君） 申請者が証明願を申請すれば良いのか。結構、条件が緩いのですね。

○局長補佐（松澤一樹君） 貸すに当たっては、計画を立て、農業委員会にその計画について、ご審議をいただくということになっていますので、過去に、ご審議いただいた結果によるものとなっております。

○12番（朝倉直芳君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第6号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から7番案件までを報告のとおり、証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第7、議案第7号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後、行います。

区域5平牧委員より、報告をお願いいたします。

○区域5（平牧直樹君） 議案第7号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、生産緑地の地権者がお亡くなりになったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、その地権者が生前、主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

本案件に係る買取申出者及び申出事由の生じた者につきましては、いずれも議案書に記載のとおりでございます。

～1番案件について内容を説明～

令和8年1月14日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

買取申出の生産緑地は、4筆、いずれも現況畑、合計648㎡でございます。現地は、準備中でした。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第7号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、1番案件を報告のとおり証明することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第8、議案第8号、賃借料情報の提供についてを、上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○局長補佐（松澤一樹君） 議案第8号、賃借料情報の提供について、ご説明いたします。

本件は、農地法第52条の規定に基づき、地域における賃借料の目安となるよう、農業委員会が実勢の賃借料情報を提供するものでございます。

賃借料情報につきましては、過去1年間分（令和7年1月1日から12月31日まで）の農地法第3条の許可案件や農用地利用集積計画などの賃借料から算出するものです。

本市における令和7年の「畑」の賃借料につきましては、昨年1年間における、利用権設定における賃借料データ31件を基に算出し、10アールあたりの平均賃借料は年額16,300円でございます。

次に、「田」の賃借料についてですが、賃借料データが1件のみで、10アールあたりの平均賃借料は年額10,400円となっております。

なお、賃借料情報につきましては、本日、ご承認をいただきましたら農業委員会ホームページ等により提供していくことといたします。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○区域5（平牧直樹君） 先ほどの説明に、一言入れた方が良くと思います。昨日の地区部会では、入れた方が良くとの意見がありましたので、出来るのであれば、入れて貰った方が良くと思います。

○議長（齋藤和子君） いかがでしょうか。

○12番（朝倉直芳君） 使用貸借は含まないということ、最後に入れるということす

ね。

○区域5（平牧直樹君） はい。

○12番（朝倉直芳君） はい、分かりました。

○議長（齋藤和子君） その様にすることといたします。議案第8号、賃借料情報の提供については、報告のとおり、情報提供することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第9、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、日程第10、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第11、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第12、報告第4号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について、を一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出でございます。

議案書は11ページのとおり、3件、権利の取得事由は相続によるものの届出でございます。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は12ページのとおり、2件、転用の目的といたしましては、住宅敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は13ページから14ページまで、1番案件から13番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、道路敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第4号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてご説明いたします。

議案書は15ページになります。

本件は、農地法第18条第6項に基づき、農地又は採草放牧地の賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第一項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされていることから、合意解約の通知を受けた案件となります。

1番案件、2番案件及び4番案件については、借り手、農地中間管理機構及び地権者から、3番案件については、借り手と農地中間管理機構とから提出されたものであり、5番案件については、借り手と地権者から提出されたものであり、合意解約の合意が成立した日は、1番案件から4番案件までが、令和7年12月12日となっており、5番案件は、令和8年1月3日となっております。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第4号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について、までの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和8年第1回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時54分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員